



暖かい師走
を迎えました。
今年も様々な

事がありました。当事務所
にとっての一大事は、一年がかりで
取り組んだある裁判の支援です。

1/14朝、NHKラジオの
"九州沖縄日曜方
問"で「女性の自立

をめざして」と題するある女性の
心を打つ話がありました。12年の
海外生活の後、郷里の大分に帰り
ましたが、2人の子育ての最中に
離婚を経験。自らの生活
と家族のためキャリアカ

「仕事と家庭の両立を
応援します」「従業員の
仕事と子育ての両立支援のため
に」といったキャッチフレーズで、厚労省
が事業主向けの助成金に関する
パンフレットを作成しています。深刻
な少子化への対策
ですが、大半が50
万円までの助成金

で中小企業が活用するには魅力
がいま一つです。そんな中で、こ
れは!?!と目を引くのが、「中小企
業子育て支援助成金」。①1才まで
の子を育てるため6ヵ月以上(産後
休暇を含む)育児休暇を取り、復

人権を守る
女性の提訴
支援に感謝!

等々の資格を取り、女性の自立と
男女の共生社会実現のため、AI入
での相談員等をしている本田さん
という40代の方です。さっそく講師
として当方に招き、お話を直接聞
く中で①自ら不当解雇にあい裁判

中である事②相手
は「市民の権利」で
有名な弁護士であ

る事…等が分かりました。さっそ
く"支援する会"を立ち上げ、皆様
にもかかりや署名をお願いしてきた
次第です。既に6回の公判を終え来
年1/25が判決。皆様の温
かいご支援に感謝します。



職後6ヵ月以上勤務②3才
未満の子について1日1

時間以上の時短(以前1日7時間以
上勤務)等を可能にする短時間勤
務制度を6ヵ月以上利用…といった
労働者がいた場合、1人目は①で

こなら使える子育て支援
の助成金!!

100万円②で60~
100万円、2人目
は①で60万円②

で20~60万円支給するという助
成金です。計画策定と労働局への
届出、就業規則の整備等も必要で
すが上限160万
円は活用の価
値あり!ですね。



年末年始の休日は、12/28(金)午後~1/6(日)です。本年も大変お世話になりました。